

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

栃木市

2. 構造改革特別区域の名称

栃木市幼児教育特区

3. 構造改革特別区域の範囲

栃木市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

本市は、人口82,698人（平成17年3月現在）で、そのうち15歳未満児が11,221人と全体の13.6%を占める。5年前の14.6%と比較すると1.0%の減少が見られる。また、6歳未満児について見てみると、3,454人おり、全体の4.2%を占める。5年前の6歳未満児の占める割合5.3%と比較すると1.1%の減少である。さらに0歳児に限ってみると、平成17年と平成12年では108人（14.6%）の減少が見られる。本市の人口は、全体としてはゆっくりした減少傾向にあるが、その中にあって幼児数はここ2、3年、急激な減少傾向にあり、少子化に対する対策は緊急の課題となっている。

このような状況において、本市の幼児教育は、私立幼稚園10園、公立保育園7園、私立保育園3園で担われている。特に本市の場合、3歳児から5歳児の幼稚園と保育園の就園率を比較すると、17年5月現在、他市町への就園を除き、幼稚園が61.3%、保育園が27.2%となっており、その割合から見ると私立幼稚園の幼児教育に果たす役割は大きい。また、定員充足率を見ると、保育園が108.1%であるのに対して、幼稚園は61.8%である。次世代育成支援対策の一環として、母親の社会参加や雇用機会の保障等の支援策が必要であるが、保育園の定員充足率が100%を超えている本市においては、幼稚園への入園年齢の緩和等の条件整備も、支援策として有効な手段と考えられる。

また、平成17年5月現在の小学校通学区別年齢別幼児数を見ると、今の5歳児が小学校に入学する場合、15校中6校が単学級の学年となる。これに対して、0歳児がこのままの人数で入学したと仮定すると15校中9校が単学級となる。少子化に伴って各地区の幼児数にも減少

が見られており、5歳児と0歳児の人数の比較で一番減少率が大きい通学区では52%も減少することになる。幼児期においては、遊びや集団生活を通して社会性を涵養することが大切とされているが、本市の場合、それを家庭や地域に求めることは今まで以上に難しくなりつつあり、その意味でも幼稚園・保育園等の果たす役割はますます重要になってくると考えられる。

5. 構造改革特別区域計画の意義

全国的に少子高齢化社会と言われる中、本市においても幼児の減少率は極めて高く、地域に同年齢児が少なくなっているという現状がある。次世代育成支援対策の一つとして子育て支援があるが、就学前の児童に遊びや集団生活等を通して教育を行う幼稚園や保育園の施設の確保と充実は、働く保護者への支援になるとともに、何よりもこの時期の子どもたちの健全育成に大きな効果が期待される。

本市の幼児教育は、私立幼稚園、公立保育園、私立保育園で行われているが、保育園については、定員を超えた児童の受け入れと待機児童がいるのが実態であり、特に公立保育園については、多くの施設で老朽化が目立ち、十分な保育サービスが提供できなくなりつつあるという現状がある。

こうした中、市内私立幼稚園で組織する栃木市幼稚園連合会及び同PTA 連合会から、「三歳未満児に係る幼稚園入園事業」の特区認定申請の要望が出された。これまで幼稚園への入園は、学校教育法第80条により満3歳児からとなっており、3歳児に限っては途中入園または3歳になった次の年度からの入園になっていた。しかし、近年、途中入園の児童が年々増加し、平成15年度に68名いた満3歳児が平成17年度には78名になっている。また、平成17年度の満3歳児は、10園の幼稚園の内5園で10名以上の児童が在籍している。早期入園に対する保護者のニーズが高まっている中、年度内に3歳になる児童を年度当初から受け入れることができれば、幼稚園側でも4月から適正な学級編制と教員の配置が行え、保護者にとっても安心できる充実した教育環境の提供が可能となる。

以上のことから、今回の構造改革特別区域計画は、市民のニーズに応じて早期に幼児教育環境を整備し、保育サービスの充実に資するという点で有意義である。また、私立幼稚園の経営拡大や児童の早期入園による保護者の社会参加等の増大は、地域経済の活性化や住みよい社会づくりに大きく寄与するものとする。

6. 構造改革特別区域計画の目標

この特例措置により、3歳未満児が、年度当初から同学齢児童と一緒に遊んだり集団活動をしたりする経験を積むことができる。家庭や地域の中で同年代の子どもと遊ぶ機会が減少している今日、これまでの3年保育から4年保育になることで、時間をかけてゆっくりと計画的に社会性や自主性をはぐくむことができる。

また、幼稚園教育の充実、働くことやボランティア活動等を行いたいと願う保護者の社会参加を促進し、地域の活性化につながる。さらに、子育てに悩む保護者のネットワークづくりにもなり、本市の行う次世代育成支援対策の一つである子育てのための環境づくりが充実する。

なお、公立保育園の統廃合が課題となっている本市にとって、今まで以上に幼児教育に民間の力を活用し、より充実した保育サービスを市民に提供することが重要である。この特例措置は、私立幼稚園という民間の力を引き出し、就園の増加と新たな雇用の創出により経済を活性化させるとともに、行政側と連携・協力することにより、市民のニーズに応える幼児教育の環境をさらに充実させることができると考える。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

家庭・地域の教育力の低下が懸念される中、幼稚園で4年保育が可能になることで、より豊かな体験活動を計画的にじっくりと行うことができ、その中で無理なく自主性や社会性をはぐくむ教育を推進することができる。

また、満3歳児の入園状況は年々増加し、平成17年度は78名であった。今年度が始まる前の各幼稚園のニーズ調査では41名であったが、途中入園が周知され、最終的には約2倍に増加した。平成18年度の3歳未満児の入園希望は、12月現在ですでに41名おり、この特例措置が周知されれば、さらに増加が見込まれ、100名を超えると考える。

3歳未満児に対する幼児教育の充実、保護者や私立幼稚園の経営者のニーズに応えるものである。就園の増加、幼稚園教諭の新規雇用や時間的余裕の生まれた保護者の社会参加の増加等により、地域経済の活性化や子育てのための住みよい社会づくりの推進が期待できる。また、本市の幼児教育・保育サービスの充実という点においても、民間の活力を引き出し活用することにより、さらに市民のニーズに応える質の高いサービスにつながると考える。

8. 特定事業の名称

三歳未満児に係る幼稚園入園事業（８０６）

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

栃木市次世代育成支援対策行動計画の推進

次世代育成支援対策推進法に基づき、少子化対策を目的として、地域における子育て支援、子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備、子育てを支援する生活環境の整備等についての目標や行動計画を定めたものであり、本市では平成１７年４月より実施している。主な活動としては保育園での通常保育や延長保育、幼稚園での預かり保育や地域開放の充実等がある。

別紙

1. 特定事業の名称

806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の幼稚園

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4. 特定事業の内容

当該年度内に満3歳になる児童について、当該年度の4月1日から幼稚園に入園することができるようにすること。

5. 当該規制の特例措置の内容

3歳未満児の早期幼稚園入園を望む声は、保護者からも私立幼稚園関係者からも多く、これまで途中入園という弊害があっても、年々増加してきている。少子化により地域に同年齢の児童が減少し、さらには家庭や地域の教育力が懸念される中、4年保育が可能になるよう規制緩和をすることは、幼児教育の充実を期す上でも、また保護者の子育て支援を推進する上でも効果が大きい。さらに市民への保育サービスは、行政側と民間が共に連携・協力してこそ、さらに充実するものであり、今回の特例措置は民間の活力を引き出し、発展させる。同時に地域経済の活性化、子育てをする市民にとって住よい社会づくりに資するものである。

なお、幼稚園での3歳未満児の受け入れ態勢については、まず教室の確保や備品の整備等のハード面では、基本的には各幼稚園の学級編制の在り方に応じて、適切に判断し実施していくこととしている。また、ソフト面である教育指導内容については、各幼稚園で保育所指針や3歳児の保育要領等を参考にしながら、現在カリキュラムを作成し、ほぼその作業を終えているところである。